

農振除外申請をされる方へ

西尾市では、農振農用地区域内で市内 12 地区に分け、地域計画を策定しています。

そのため、基本、農振除外には地域計画の変更が必要となります。特に 500 m²以上の転用の場合には事前に各地区での対面協議が必要となるため、各地区関係者に連絡を取り、協議開催の調整をお願いします。

なお、地域計画変更は関係者の意見聴取、縦覧、公告が必要となるため、下記のとおり、協議等を開催し、計画の承諾を得るようにしてください。

【転用による地域計画変更スケジュール】

1) 農振除外期日	2) 地域計画変更相談期日 ※	3) 計画承認期日		参考： 農業委員会審議
		500 m ² 未満 関係者への説明	500 m ² 以上 協議開催	
5月5日	4月5日	5月31日	6月5日	6月
8月5日	7月5日	8月31日	9月5日	9月
11月5日	10月5日	11月30日	12月5日	12月
2月5日	1月5日	2月末日	3月5日	3月

※3) の期日までに地区協議等を開催、計画承認が得られれば、1) の期日でも可能

【区分】

			説明・参集範囲	計画変更の要件
1	500 m ² 未満	書面決議	農業委員会・JA 西三河・土地改良区・市	関係者への説明は申出者が実施すること。 書面決議の取りまとめは市が実施。
2	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	関係者協議	農業委員会・JA 西三河・土地改良区・市	関係者 2/3 以上の賛同を得ること
3	3,000 m ² 以上	地区協議	1 の参集者に加え、申請関係者(地権者、権利設定者等)、地区関係者等広く周知し、実施すること	出席者 2/3 以上の賛同を得ること

*協議実施時には参加予定者名簿、変更計画案を市へ提出すること。

原則、協議においては関係者（農業委員会・JA 西三河・土地改良区・市）の 2/3 以上の参加が必要。

*関係者から求められた場合には事前に説明等を行うこと。また、協議に参加できない関係者がいる場合、関係者から意見書もしくは委任状を徴収し、協議に臨むこと。

*協議実施後、承認された場合には承認書に地区担当農業委員の署名をもらい、提出すること。

不明な点はお問い合わせください。

西尾市農水振興課 地域計画担当 0563-65-2134
nousui@city.nishio.lg.jp

【地域計画策定地区】

	地区名	対象町字
1	西尾・北部	志貴野町、新渡場町、伊藤町、戸ヶ崎町、住崎町、矢曾根町、今川町、丁田町、寄近町、八ツ面町、志籠谷町、中原町
2	米中	米津町、南中根町
3	西ノ町	小間町、法光寺町、田貫町、上町、下町
4	西尾西部	中畑町、平坂町、西小柳町、小栗町、奥田町、西奥田町、南奥田町、上矢田町、下矢田町、国森町、新在家町、徳永町、寺津町、巨海町、刈宿町、中根町
5	福地	小焼野町、宅野島町、鵜ヶ池町、鎌谷町、十郎島町、細池町、深池町、川口町、菱池町、須脇町、斉藤町、熱池町、長縄町、上道日記町、下道日記町、針曾根町、行用町、八ヶ尻町、市子町、平口町、笹曾根町、横手町、天竹町、野々宮町
6	三和	高落町、新村町、東浅井町、西浅井町、小島町、米野町、江原町、和気町、大和田町、高河原町、岡島町、尾花町、上永良町、下永良町、貝吹町
7	室場	室町、駒場町、花蔵寺町、善明町、家武町、平原町
8	一色	一色町開正、赤羽、治明、養ヶ島、細川、中外沢、味浜、小藪、池田、前野、対米、藤江、大塚、野田、松木島、千間、生田、酒手島、惣五郎
9	横須賀	吉良町下横須賀、上横須賀、木田、寺嶋、岡山、瀬戸、駁馬、宮迫、津平、友国、中野、小牧、酒井
10	荻原	吉良町饗庭、荻原、富田、八幡川田
11	吉田	吉良町吉田、大島、富好新田、小山田、乙川、白浜新田
12	幡豆	東幡豆町、西幡豆町、鳥羽町、寺部町